**市民税・県民税申告書電子申告Ｑ＆Ａ**

**問１ 「厚木市電子申請システム」による市民税・県民税電子申告とはどんな内容ですか？**

**答　これまでの書面による申告書の持参または郵送による提出方法に加え、申告書を電子データの形式（PDFﾌｧｲﾙ）で「厚木市電子申請システム」（インターネット）を通じて、電子送信するものです。**

**問２　過去の年度の申告も可能ですか？**

**答　過去の年度は対応しておりません。**

**問３　利用できる媒体は？**

**答　インターネットに接続できるパソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用できます。**

**問４　電子申告をした場合、翌年度は申告書の用紙は送付されますか？**

**答　従来どおり、翌年の１月中旬頃に送付します。**

**問５　休日や時間外に行った電子送信はどうなりますか？**

**答　平日の業務時間内に随時処理します。**

**問６　当初、提出した申告書に誤りがあり訂正したいのですがどうすればよいですか？**

**答　訂正後の申告データを作成し、電子送信してください。訂正したデータを送信した旨を本市に連絡していただく必要はありません。直近の申告データを最新の申告データとして扱います。**

**問７　申告書の控えがほしいのですが。**

**答　市民税・県民税申告書の電子送信の場合は、書面で提出した場合のよう　に申告書の控えはありませんが、申告書データ送信後に配信される「申込完了通知」により、申告書が本市に到達したことを確認することができます。また、「申込完了通知」及び提出した申告書データ（PDFファイル）の出力分（印刷分）をあわせて、申告書の控えとして利用することができます。**

**問８　市民税・県民税の電子送信を完了したが、整理番号とパスワードを控えていなかった。整理番号を教えてほしい。**

**答　整理番号はこちらで管理しているものではありませんのでお答えできません。利用者登録をしてある場合、整理番号がなくても電子申請システムにご自身のID・パスワードでログインすることで、申請内容や処理状況の確認ができます。**

**問９　市民税・県民税申告書の電子送信を完了したが、メールが届きません。**

**答　電子申請システムの入力画面で記入したメールアドレスに送信しています。メール受信拒否設定をしている場合、メールが届きませんので、次のアドレスからのメールを受信できるように設定をお願いします。**

**アドレス：**[**auto-atsugi@dshinsei.e-kanagawa.lg.jp**](mailto:auto-atsugi@dshinsei.e-kanagawa.lg.jp)

**問１０　セキュリティ面は安全ですか？**

**答　利用者の方の個人情報保護のため、次の対策などを行っております。**

**（１）本市独自の宛名番号による利用者の特定**

**（２）送信データの暗号化による漏えいや改ざんの防止措置**

**（３）ファイアウォールとアクセス監視システムによる不正アクセスやデータの破壊からの保護などによるセキュリティを確保**